

名張市未来のよりよい学校の在り方検討審議会条例

(設置)

第1条 名張市立小学校及び中学校（以下「市立小中学校」という。）における学びの充実に向けた望ましい教育環境の整備について調査し、及び審議するため、名張市未来のよりよい学校の在り方検討審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査し、及び審議する。

- (1) 少子化を踏まえた子どもの学びと育ちに関すること。
- (2) 望ましい市立小中学校の規模及び配置に関すること。
- (3) 義務教育の期間を見通した市立小中学校の体系に関すること。
- (4) 市立小中学校と他の公共施設との複合化、共用化又は集約化に関すること。
- (5) 地域や社会との連携、協働に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、本市の教育行政に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員14人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域づくり組織（名張市地域づくり組織条例（平成21年条例第3号）第2条第2号に規定する地域づくり組織をいう。）の代表者
- (3) 市立小中学校の校長
- (4) 市立小中学校の児童生徒の保護者の代表者
- (5) 公募による者
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条の調査審議が終了したと市長が認める日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 審議会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会の会議は、これを公開とする。ただし、委員の発議により、会議に出席した委

員の過半数で議決したときは、これを公開しないことができる。

(審議会への協力)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求め、意見の陳述、説明、資料の提出その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、名張市教育委員会教育総務室において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
区分	報酬の額	旅費の額	区分	報酬の額	旅費の額
略	略	略	略	略	略
学校薬剤師	略	略	学校薬剤師	略	略
<u>名張市未来のより よい学校の在り方 検討審議会委員</u>	<u>日 7,000 額 円</u>	<u>別表 第3</u>			
略	略	略	略	略	略
備考 略			備考 略		